評価対象概要シート

1 日 目

評価項目 (評価対象事業)	4 教職員研修所	
事務事業/担当部課	教職員研修所維持運営	教育委員会事務局学務課
上位施策名	学校教育の環境整備	
目的・目標	教職員研修所「秋川荘」は、区立学校に勤務すると教養を高め、職務の遂行に必要な知識を得させるて、区が昭和40年に東京都五日市町(現:あきるす。 当面する教育課題に対処するために、教職員の資育成に努めています。	るための宿泊研修施設とし 野市)に設置した施設で
事業の内容	教職員の研修は、経験や職層に応じて計画される研修は、初任者研修・師範館研修・杉並区教育研究した。 施設の有効活用の観点から、研修利用がない日は区民に対し、保健(保養)のための宿泊施設としても含めた施設利用の稼働率は71%と、他の区保養せんが、目的外利用の割合が多くなっています。	党会研修など8回実施されま こは、目的外利用として一般 て提供しています。一般区民
課題と改善・見直しの方向	≪課題≫ (1)本施設においては、教職員に対する法定研修任者研修を実施してきたほか、教育課題に対する研修してきたところです。しかし、そうした研修等で体の利用の1割程度に過ぎず、施設の本来目的といます。教職員の宿泊研修は都の要綱に基づいて認め、施設の設置目的の妥当性が課題となっています。 (2)本施設の年間維持管理に要する経費は約5.7料収入は約880万円で年間維持管理経費の約15%管理経費の大幅な縮減も難しく、運営コストの圧縮、改善・見直しの方向≫ 教職員研修計画を整備していく中で、教職員宿認妥当性について検討する必要があります。	研究として研修機会の場を提 での施設利用は、近年では全 しての妥当性が課題となって 計画的に実施していくもので 曽減はないと予測されるた す。 700万円であり、一方使用 名程度となっています。維持 宿は困難です。

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名 教職員研		員研	修所	維持運営		款 7	項	1	目	4	事業	1	整理番号		502		
担当	担当部課名 教育委員会		会事務局学務課		係名	学事係		連絡電話	A先 番号	1	623	昨年度 整理番号		502			
上位施	上位施策No·施策名 56 学校教育の環境整備									予算	事業区	₹分	既定事業				
	事業開始	昭和	•	40	年度 □実	施計画事業	分野	政策 番号		施策 番号		事業コード		□ 行革計画	画事業	□ 主要	要事業
								法令	法令								
事業の目的・目標(対象をどのような状態にしたいのか) ②教職員が当面する教育課題について研修を実施することなどを目的として設立された。一般利用者に向けては質の高いサービスを提供し、満足度を高めていく。						活動指 (1) ^禾 (2) ^禾	川用。	人数((研修								
の	活動内容	(事務	事業	の内容	容、やり方、	手順)		成果指	標			(代)=	適当	な指標がな	ない場	合の代	替指標
概要	が無い日に	は、一般	日区贸	その宿)維持運営。 泊施設とし に委託する	て提供する	研修利用。	成果指	成果指標名(1) 稼働率								
			41.4	<i>></i> 1 0 E	. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			算定式 の説明		票	利用	室数÷	-利月	月可能室数			
									標名	(2)	教員	研修利	川用≌	×			
								算定式・指標の説明等 研修所利用教職員数・教職員総数									
区分			単位	20年度	21年	F 度		22年度			23年度 計画		計画(目標値 対する22年				
					実績	計画	実績	計画	直)	実				達成率	%		
	活動指標(1	人	548	550	583		00	588			600	98.0			
抽			3	人 %	5,559 73	6,400	5,341		76	5	5,194 71	0,	400 76	93.4			
	成果指標(4	%	37	40	37		40		37		40	92.5			
	事業費		<u>\$</u>	千円	56,528	58,843	56,63					57		22年度予算	<u> </u> [執行率	≅%	99.9
	(内)投資的	経費等	6	千円	0	0	(0	· ·		0		特記	事項		
	(内)委託費	ŧ	7	千円	47,947	48,482	48,09	3 48,	351	4	8,350	47	,941				
	職員数(常勤	非常勤)	8	人	0.40 0.00	0.40 0.00	0.40 0.0	0.40	.00	0.41	0.00	1.13	0.00				
総	分(超	常勤職員 勤分含)	9	千円	3,620	3,552	3,55	2 3,	568	;	3,657	10	,080,				
事業	費 (四)非吊勤		10	千円	0	0	()	0		0		0				
費・	総事業費⑤		11)	千円	60,148	62,395	60,18				1,042		',176				
⊐	単位あたり (①-⑥)÷(1 	<u>) </u>	12	円	109,759	113,445	103,24				3,813		,960				
ストロ	受益者国から	音負担分 の	(13)	千円	9,861	11,432	9,28	+ '		!	9,045	9),673				
把握	補助金	金等	14)	千円	0	0)	0		0		0	•			
	財補助金	金等	15	千円	0	0			0		0		0				
	補助金 特定則	金等 材源計	16 17)	千円	0 861		9,28	1 11	0			0	0 673,				
	差引)+①+① :一般	18	千円	9,861 50,287	11,432 50,963	50,90				9,045 1,997		,503				
	財源 受益者負担	<u>们-们</u> 3比率(3		%	16.4	18.3	15.4		8.8	- 0	14.8		14.4				

		平成23年度	杉並区事	務事業評価	表		整理	番号 502
			内	容		規模	単位	事業費(千円)
2	(1)主な取組み	総合管理業務委託						43,925
2 年	※(執)(細)は、事業費	施設受付委託				3,500		
度	の内訳として会計上設	電気保安管理委託			604			
事	定している項目	光熱水費						6,899
業実		その他(維持管理経 研修所の施設管理等を		, ,, — , ,,,,)			2,457
施状況	(2)事業実績	は71%でした	0					
協	(1)協働等は実現して	いるか	(2)協働等	の相手				
働	十分に実現している	•	企業·個	固人事業者((3)へ)		▼		
等点	(3)協働等の形態		(4)協働等	の今後のあり方				
検	委託 [業務量の50%以	↓上に相当] ▼	実施継	続				
事業	事業開始当初から 現在までの変化	研修施設は昭和40年は利用人数は、改築時(円)				います。	(いず	れも延べ人数)
環	事業に対する住民の	平成22年度の目的外の						
境の変	意見 (事業に対する期待・ 要望・苦情など)	「よい」という回答が96.3 答が96.2%となっていま 要望としてあります。						
化	今後の予測	教職員宿泊研修については、教員数によっては回数が増えることも見込まれますが、大幅な増減はないと予測されます。 一般利用客については、東日本大震災後、一時的に減少の傾向が見られましたが、 大幅な減少はないものと思われます。						
	評価と課題	本施設においては、教か、教育課題に対するが、教育課題に対するが施設利用は全体の利用年間維持管理に要する費の約15%です。こうし	研究として研修 月の1割程度に 経費は約5,70	を機会の場を提供してる 過ぎず、施設の本来目 0万円であり、一方使り	きたところで ^っ 目的としての 目料収入は網	す。しかし 妥当性が 約880万円	、そう 課題と]で年	した研修等での :なっています。 間維持管理経
	今後の方向性	Ⅰ 事業の方向性	〇拡 充	○現状維持	◎縮 /	١,	C)廃 止
改善	(見直しの視点)	Ⅱ 事業の改善	•)事業内容の変更	○ ⋾	ミ施方法の	変更	
晋・見直しの方向(中長期)	改めて見直していくと。 ており、今後の施設の	1割程度であり、また今後ともに、施設利用の稼働。 あり方について考慮して いことから、今後の施設の	率は71%と、他 いく必要があり	2の区保養施設と比べ ります。また、施設の建	ても遜色なく	、多くの国	区民利]用をいただい
特記事項								

教職員研修所「秋川荘」の概要

1 事業内容

(1) 施設の概要

開	設	日	昭和40年4月1日(平成8年5月20日改築)
敷地	面積・延床	面積	$2,237.35 \text{ m}^2/1,179.56 \text{ m}^2$
構		造	鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階
収	容 人	数	50 名
宿	泊	室	10 部屋(10畳・定員5名)、全室トイレ・洗面付和室

(2) 土地の概要

所	右	É	地	あきる野市五日市 1003 番地
用	途	地	域	第1種低層住居専用地域
建ぐ	い率	· 容	積率	40% (角知緩和による) /60%
防	火	地	区	指定なし
高	さ	制	限	第1種高度地区、10m
日	影	規	制	3h-2h (測定水平面 1.5m)

土地利用の制限

当該地は昭和44年に都市計画区域に指定され、現在は第1種低層住居専用地域に指定されている。そのため、本来、規定されている建築物以外は建築できない土地であり、法の緩和措置が適用されることにより建築が可能となっている。

◎建築基準法 (用途地域等)

第48条 第1種低層住居専用地域内においては、別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(別表第2)

1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの 5. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7. 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)
に係るものを除く。) 8. 診療所 9. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定め る公益上必要な建築物 10. 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除 く。)

(3) 沿革・運営形態

昭和 40 年 杉並区教育委員会及び学校が当面する教育課題について研修を実施することなどを目的として開設(区による直営)

平成6年 老朽化と研修設備充実のため、改築工事開始

平成8年 リニューアルオープン

施設管理については民間業者へ委託

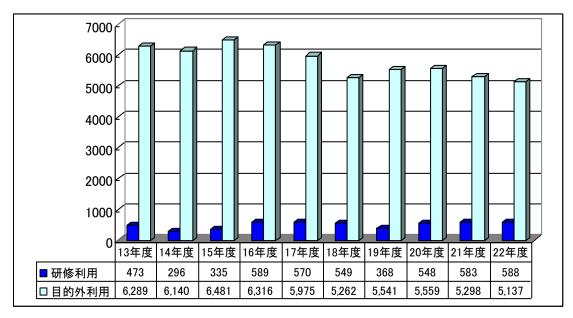
平成 12 年 厨房と建物管理委託を一本化

平成 15 年 一般区民利用予約受付業務の委託化

平成16年 総合管理業務委託を目指しプロポーザル方式により業者を選定

(4) 利用実績等

○過去 10 年間の利用実績



平成8年の改築以来、研修以外の一般区民による利用を含め、年間約6,000人が宿泊施設として利用しています。利用者の内訳としては、研修利用は利用率全体の10%程度にとどまり、残り90%は一般区民の保健(保養)となっています。

○部屋稼働率(過去10年間平均)=73.6%※稼働率=使用客室数÷(営業日数×10部屋)

○平成 22 年度教職員研修内訳

初任者研修	2回(各回1泊2日)
師範館研修(※)	1回(2泊3日)
杉並区教育研究会研修	5回(各回1泊2日)

※杉並師範館は平成22年度をもって閉館

2 事業の経費

- (1) 利用料金(1泊2食)
 - ①一般料金

区 分	通 常 期
12 歳以上	4,400 円 (使用料 2,400 円+食事 2,000 円)
3~11 歳	2,700 円 (使用料 1,200 円+食事 1,500 円)
3 歳未満	無料(食事希望は 1,500 円)

②減額料金 (=使用料が半額)

区分	通 常 期
12 歳以上	3,200 円 (使用料 1,200 円+食事 2,000 円)
3~11 歳	2,100円(使用料 600円+食事 1,500円)
3 歳未満	無料(食事希望は 1,500 円)

※①、②とも 12月 31日~1月 3日は、1,000円増

≪減額の対象≫

- ◆高齢者等の使用料減額(使用料が半額、食事は減額なし)
 - →対象:杉並区民で 65 歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳、精神障害者福祉手帳を持っている方
- ◆研修利用、教育委員会が特に必要と認める場合の使用
 - ・使用料なし:区教育委員会による研修
 - ・免除:区立学校・区立学校の教育団体の研修、区立学校の校外学習等 区が自ら行政目的で使用する場合
- ・減額:官公庁が直接交易のために使用するとき、区と共催する場合の研修

(2) 平成 22 年度決算

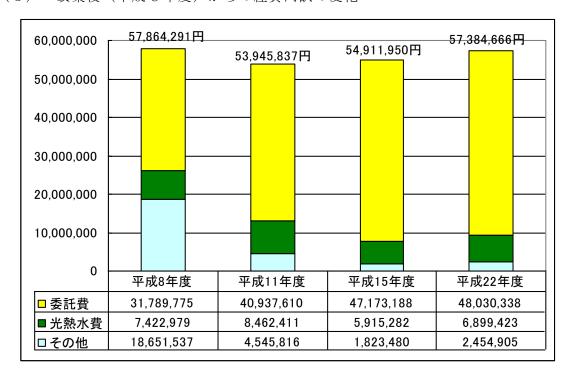
【使用料収入】

宿泊 (大人)	7,884,000 円
宿泊 (小人)	310,200 円
厨房等使用料	619,860 円
計	8,814,060 円

【支出】

施設維持管理(光熱水費等)	9,354,328 円
施設運営 (総合管理委託)	44,530,338 円
施設予約受付	3,500,000 円
計	57,384,666 円

(3) 改築後(平成8年度)からの経費内訳の変化



参考:「宿泊施設等のあり方検討会 検討結果報告」より抜粋(平成 12 年 9 月)

○教職員研修所秋川荘

公設・全面委託型を採用し、歳出超過の圧縮に努める。

秋川荘については、第1種低層住宅専用地域内にあり、旅館業法に基づく宿泊施設として営業することができず、一般観光客等の誘致が図れない。また、民間事業者から、その外の有効な活用方策の提示もない。したがって、将来的にも、民営化は困難と考えざるを得ない。

研修施設の位置付けの中で、教職員研修のほか、より効果的な利用が図れる方策を検討するとともに、目的外使用を含めた一層の効率的な運営、収支バランスの改善に努めることが適当である。

杉並区立学校教職員研修所

Training Institute and the Teaching Staff

秋川莊

Akigawa-sō





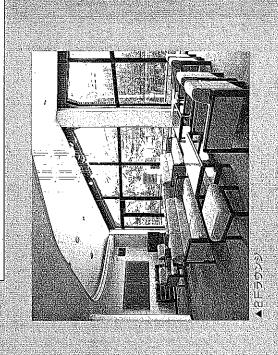
杉並区教育委員会

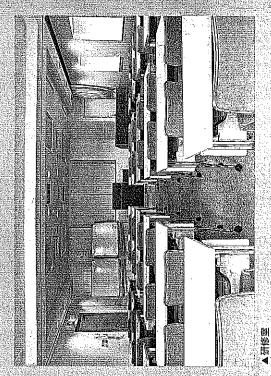
杉並区立学校教職員研修所

秋川茶

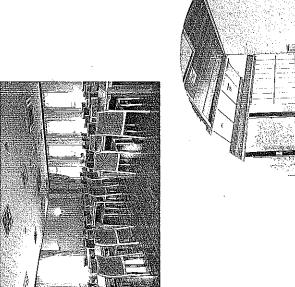
このたび、研修所の機能を充実し、教職員研修の一層の向上と教育環境の 数職員の研修等で使用しないとおは、区内在注・在勤の方も利用できます。 改善をはかるため、老朽化した秋川荘を全面改築しました。

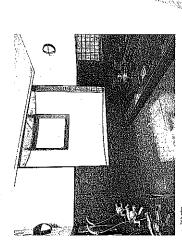
3 202 201

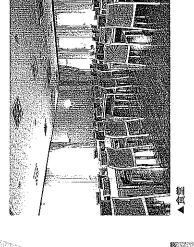




▲宿泊室 (10畳 定員5人) (トイノ、光面付)



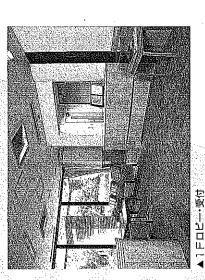


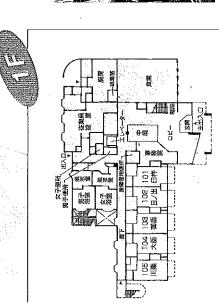


平固図

四







米丽図

洒